

北海道消費生活基本計画（素案）への意見用紙

【お名前】 社団法人 北海道消費者協会 会長 橋本 智子
【ご住所】 〒060-0003 札幌市中央区北3条西7丁目
1. P9 第3章 消費者施策の基本的な方針 1 行政・事業者・消費者の責務、役割 (4) 消費者・消費者団体の役割 ・『消費者は自ら進んで、消費生活に関する必要な知識を習得し、必要な情報を収集するなど、自主的・合理的に努める～』とありますが、 消費者の部分に判断能力が低い若年者や知的障がい者、判断能力が低下した高齢者等を地域社会が連携し守る旨の内容を追加すべきと考えます。 ・『消費者団体は、消費生活に関する必要な情報の収集や提供、意見の表明、消費者に対する教育活動、消費者被害の防止や救済のための活動を通じ、消費生活の安定及び向上を図るための健全で自主的な行動を行うことが求められます。』とあります。 これらの内容を消費者団体に求めるためには、市町村からの財政的な支援が不可欠です。道内の消費者行政に係わる消費者団体は、既に市町村の財源難などで疲弊しており、市町村の財政的支援が急務です。消費者団体の支援の在り方についても記述すべきと考えます。
2. P10 2 「道の施策の基本的な展開方針」本文 ・特に本計画期間で取組みを急ぐ喫緊の課題について、その方向性を示します。 喫緊の課題の取組期間はいつまでか明示すべきと考えます。 特に、喫緊の課題については行程を明確にし、計画に沿って実施すべきです。 〔 ・国が、平成21年度から平成23年度まで地方消費者行政の機能強化や活性化の「集中・強化期間」と位置付けている旨の記述はあるが、本計画素案には、道が取り組む喫緊の課題への対応期間が示されていません。国の集中・強化期間と同じか、それとも本計画期間の平成25年度までか。 〕

【提出先】郵便：〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目
北海道環境生活部くらし安全局消費者安全課（消費企画グループ）
FAX: 011-232-3640
E-mail: kansei.shouan@pref.hokkaido.lg.jp

北海道消費生活基本計画(素案)への意見用紙

【お名前】 社団法人 北海道消費者協会 会長 橋本 智子

【ご住所】 〒060-0003 札幌市中央区北3条西7丁目

【北海道消費生活基本計画(素案)に対するご意見】

3. P17 第4章 総合的、計画的に講ずべき施策の展開方法

第2節 基本的な展開方法、

・消費者の権利の尊重、(2)公正な消費者取引の確保 イ 不当な取引方法の禁止の項に追加すべき事項。

家庭用品品質表示法に基づき、家庭用品に係わる不当表示の監視・指導等についての記載を追加すべきと考えます。

4. P19 第4章 総合的、計画的に講ずべき施策の展開方法

第2節 基本的な展開方向

2 消費者自立の支援

(1) 消費生活に関する教育の推進 本文

・関係機関や消費者団体等と連携しながら、指導者養成講座の開催や教員研修の充実に取り組み、児童生徒の発達段階に応じた消費者教育の充実に図ります。

具体的な推進策を記述すべきと考えます。

【提出先】郵便：〒060-8588札幌市中央区北3条西6丁目

北海道環境生活部くらし安全局消費者安全課(消費企画グループ)

FAX: 011-232-3640

E-mail: kansei.shouan@pref.hokkaido.lg.jp